この表の読み方 — 参考）ソフトウェアの償却について

株式会社サンプルデジタル／第 5 期（2026-04〜2027-03）／2026-11-10 作成／参考資料（最終判断は顧問の税理士）

この表は何か

自社のプラットフォーム（ソフトウェア）にかけた費用を、何年で・毎期いくらずつ経費（減価償却費）にするかを、資産ごと・期ごとに並べた参考の表です。

あわせて、機能追加・修理・クラウドの利用料・少額のものを、税務でどう分けるかの手引きを付けています（根拠の条番号つき）。

シートの順

① 償却の計算 … 3 つの資産の期ごとの償却費・除却・期末の帳簿価額。式で計算しています。

② 取得価額の内訳 … 新版（v2）33,300,000 円の中身。入れたもの・入れなくてよいもの。

③ 判定の手引き … 自社利用か販売用か、資本的支出か修繕費か、少額の特例、クラウドの利用料、除却。

④ 3年で計算していたら … 前の表が使っていた 3 年との差。会計で 3 年にしても、税務では 5 年の限度額までしか経費にならない。

計算の決まり

ソフトウェアは無形固定資産で、償却は定額法（法人税法施行令 第48条の2第1項第4号）。残存価額はなく、帳簿価額 0 まで償却します。

自社のサービスに使うソフトウェアの耐用年数は 5 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第三「その他のもの」）。定額法の償却率は 0.200（同 別表第八）。

期の途中で使い始めた月から月割り（法人税法施行令 第59条第1項）。1 か月に満たない端数は 1 か月と数えます（同条第2項）。この表は円未満を切り捨て、最後の期で残りを全部償却します。

13 とのつながり

13（財務三表_60ヶ月計画）の前提「ソフトウェア（期首簿価）33,300,000 円・60 か月で償却」は、この表の新版（v2）と同じです（2026-11 から月 555,000 円）。「13 とのつながり」の検査行で確かめています。

確定と見込みの区別

取得価額・事業供用日・除却日は確定（固定資産台帳と社内の稟議書）。2027 年度以降の償却は、今の資産のままとした見込みです。新しい機能追加があれば行を足します。

最終確認

🔴 **この表は社内の参考資料です。資本的支出か修繕費か、取得価額に入れる範囲、少額の特例を使うかは、顧問の税理士が決めます（申告書は税理士が作成）。**

シートの一覧（押すと、そのシートへ移ります）

→ 償却の計算
→ 取得価額の内訳
→ 判定の手引き
→ 3年で計算していたら

色と印（この表の見方）

入力する欄	薄い黄色の地の欄は入力です。ここの数字や日付を書き換えると、式の欄が計算し直されます。

ソフトウェアの償却の計算（2023 年度〜2031 年度）

株式会社サンプルデジタル／単位: 円／決算は 3 月。年度は 4 月〜翌年 3 月（2026 年度が当期の第 5 期）

検査 OK — 償却の合計は取得価額と一致。新版は 13 の前提と同じ

	期の初めの月（通し番号 = 年 × 12 + 月 − 1）		24279	24291	24303	24315	24327	24339	24351	24363	24375	
記号	項目	値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度（当期）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	メモ
			2023-04〜2024-03	2024-04〜2025-03	2025-04〜2026-03	2026-04〜2027-03	2027-04〜2028-03	2028-04〜2029-03	2029-04〜2030-03	2030-04〜2031-03	2031-04〜2032-03	
S1	**プラットフォーム 初版（v1）（自社制作・自社利用）**											2023-09-30 に事業の用に供した。2026-10-31 に v2 へ切り替えて除却
	取得価額	23,000,000										
	事業の用に供した月	2023-09										
	除却した月	2026-10										
	耐用年数（年）	5										
	償却率（定額法）	0.200										
	期首の帳簿価額		23,000,000	20,316,667	15,716,667	11,116,667	−	−	−	−	−	
	当期の月数		7	12	12	7	0	0	0	0	0	
	当期の償却費		**2,683,333**	**4,600,000**	**4,600,000**	**2,683,333**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	
	除却（除却損）		−	−	−	8,433,334	−	−	−	−	−	
	期末の帳簿価額		**20,316,667**	**15,716,667**	**11,116,667**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	
S2	**v1 の機能追加（決済方法の追加）（資本的支出）**											新たな機能の追加なので資本的支出（基本通達 7-8-6 の 2）。本体と同じ耐用年数の資産を新たに取得したものとする（施行令 第55条第1項）
	取得価額	11,602,000										
	事業の用に供した月	2024-05										
	除却した月	2026-10										
	耐用年数（年）	5										
	償却率（定額法）	0.200										
	期首の帳簿価額		−	11,602,000	9,474,967	7,154,567	−	−	−	−	−	
	当期の月数		0	11	12	7	0	0	0	0	0	
	当期の償却費		**−**	**2,127,033**	**2,320,400**	**1,353,566**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	
	除却（除却損）		−	−	−	5,801,001	−	−	−	−	−	
	期末の帳簿価額		**−**	**9,474,967**	**7,154,567**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	
S3	**プラットフォーム 新版（v2）（自社制作・自社利用）**											2026-11-01 に事業の用に供した。取得価額の内訳は「取得価額の内訳」のシート
	取得価額	33,300,000										
	事業の用に供した月	2026-11										
	除却した月	−										
	耐用年数（年）	5										
	償却率（定額法）	0.200										
	期首の帳簿価額		−	−	−	33,300,000	30,525,000	23,865,000	17,205,000	10,545,000	3,885,000	
	当期の月数		0	0	0	5	12	12	12	12	7	
	当期の償却費		**−**	**−**	**−**	**2,775,000**	**6,660,000**	**6,660,000**	**6,660,000**	**6,660,000**	**3,885,000**	
	除却（除却損）		−	−	−	−	−	−	−	−	−	
	期末の帳簿価額		**−**	**−**	**−**	**30,525,000**	**23,865,000**	**17,205,000**	**10,545,000**	**3,885,000**	**−**	
	償却費 計		**2,683,333**	**6,727,033**	**6,920,400**	**6,811,899**	**6,660,000**	**6,660,000**	**6,660,000**	**6,660,000**	**3,885,000**	
	除却損 計		**−**	**−**	**−**	**14,234,335**	**−**	**−**	**−**	**−**	**−**	
	期末の帳簿価額 計		**20,316,667**	**25,191,634**	**18,271,234**	**30,525,000**	**23,865,000**	**17,205,000**	**10,545,000**	**3,885,000**	**−**	

検査: 取得価額の合計 = 償却の累計 ＋ 除却 ＋ 最後の期末　**一致**

13 とのつながり（新版 v2）

13 の前提: ソフトウェア（期首簿価）	33,300,000	財務三表_60ヶ月計画 の 前提シート
13 の前提: 償却の月数	60	
13 の月の償却費（簿価 ÷ 月数）	555,000	
この表の v2 の月の償却費（取得価額 × 0.200）	555,000	
検査: 13 と同じか（取得価額と月の償却費）	**一致**	

取得価額の内訳（新版 v2・自社制作）

株式会社サンプルデジタル／単位: 円／制作期間 2026-04〜2026-10

費用	単価	人数・数	月数	割合	金額	根拠（法令・通達）
開発チームの人件費（設計・製造・試験）	620,000	6	6	70%	15,624,000	製作のための労務費（施行令 第54条第1項第2号イ）。1 人あたり月 620,000 円（会社の正本 digital.yaml）× 作業日報の工数の割合
外注（画面の設計・決済の連携の開発）	14,800,000	1	1	100%	14,800,000	外注費は経費として製作原価に入る（同上）。契約書と検収書
開発・検証用のクラウドの利用料（制作期間の分）	196,000	1	6	100%	1,176,000	製作のための経費（同上）
データの移行・本番への切替え	1,700,000	1	1	100%	1,700,000	事業の用に供するために直接要した費用（同号ロ）
取得価額 計					**33,300,000**	
検査: 償却の計算の取得価額（v2）と同じか					**一致**	

取得価額に入れなかったもの

費用					金額	根拠（法令・通達）
途中で方式を変えて捨てた試作（仕損じ）					1,850,000	製作計画の変更などで不要になったことが明らかな費用は、取得価額に入れないことができる（法人税基本通達 7-3-15 の 3 (1)）
制作の前の市場調査・企画					640,000	ソフトウェアの製作原価ではない（販売費及び一般管理費）

自社で作ったソフトウェアの取得価額は、製作のための原材料費・労務費・経費と、事業の用に供するために直接要した費用の合計（法人税法施行令 第54条第1項第2号、法人税基本通達 7-3-15 の 2）。

原価の集め方・配り方は、合理的な方法を続けて使えばよい（同通達）。工数の割合は作業日報から出し、毎期同じ方法で出す。

製作の間接費・付随費用で、合計が製作原価のおおむね 3% 以内のものは、取得価額に入れないことができる（同通達 7-3-15 の 3 (3)）。

判定の手引き（ソフトウェアとクラウドの費用）

株式会社サンプルデジタル／条文は e-Gov 法令、通達は国税庁のページで確かめた（_出典/20261117 に保存）

どんなとき	どう扱うか	根拠（法令・通達）	この会社の例
自社のサービスに使うソフトウェア（他社に使わせるプラットフォームを含む）	無形固定資産。定額法で 5 年（償却率 0.200）	法人税法施行令 第13条第8号ヌ・第48条の2第1項第4号／耐用年数省令 別表第三「その他のもの」5 年・別表第八	v1・機能追加・v2（この表）
複写して売るための原本（パッケージの原本）	定額法で 3 年	耐用年数省令 別表第三「複写して販売するための原本」3 年	なし
研究開発のためだけに使うソフトウェア	定額法で 3 年	耐用年数省令 別表第六「ソフトウエア」3 年	なし
自社で作ったときの取得価額	製作のための材料費・労務費・経費 ＋ 事業の用に供するための費用	法人税法施行令 第54条第1項第2号／法人税基本通達 7-3-15 の 2	「取得価額の内訳」のシート
取得価額に入れなくてよい費用	仕損じで不要になった費用・一定の研究開発費・少額（製作原価のおおむね 3% 以内）の間接費	法人税基本通達 7-3-15 の 3	捨てた試作 1,850,000 円
新しい機能を足した・性能を上げた	資本的支出。本体と同じ耐用年数の資産を新たに取得したものとして償却	法人税基本通達 7-8-6 の 2／法人税法施行令 第55条第1項	v1 の決済方法の追加 11,602,000 円
不具合を直した・今の働きを保つための修正	修繕費（その期の経費）	法人税基本通達 7-8-6 の 2	障害の修正・OS の更新への追随
使わなくなったソフトウェア	物理的に消さなくても、使わないことが明らかなら帳簿価額を損金にできる（除却）	法人税基本通達 7-7-2 の 2	v1 と機能追加（2026-10-31。切替の稟議書を残す）
10 万円未満、または使える期間が 1 年未満	その期に全額を経費にできる（損金経理が条件）	法人税法施行令 第133条	小さなツールの購入
20 万円未満	一括償却資産として 3 年で 3 分の 1 ずつ経費にできる	法人税法施行令 第133条の2	
40 万円未満（中小企業者等）	その期に全額を経費にできる。年 300 万円まで。2029-03-31 までに取得したもの。改正前の取得は 30 万円未満	租税特別措置法 第67条の5・令和 8 年法律第 12 号 附則 第65条	資本金 9,000 万円・14 名。要件の最終確認は顧問の税理士
クラウドの利用料（自社では持たない）	減価償却資産ではない。使った期間に応じて経費。1 年以内の分を前払いしたときは、払った期の経費にしてもよい（毎期続けることが条件）	法人税基本通達 2-2-14（短期の前払費用）	サーバーの利用料（13 の サーバー代）
クラウドの初期費用	効果が 1 年以上に及ぶなら繰延資産になることがある。1 件 20 万円未満なら支出した期の経費にできる	法人税法施行令 第14条第1項第6号ハ・第134条	🔴 **契約の中身で変わるので、顧問の税理士に確認**
会計の償却が、税の限度額を超えた	超えた分はその期の損金にならない（申告で足し戻す）	法人税法 第31条第1項	④ のシート（3 年で計算した場合）

出どころ: 法人税法・同施行令・租税特別措置法・耐用年数省令（e-Gov 法令 API、2026-11-17 取得）、法人税基本通達 第 2 章第 2 節・第 7 章第 3 節・第 7 節・第 8 節（国税庁）。

3 年で計算していたら（前の表の誤り）

株式会社サンプルデジタル／単位: 円／v1 と機能追加を、3 年（償却率 0.334）で計算した場合と比べる（除却の前の 2023〜2025 年度）

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	見かた
税の限度額（5 年。償却の計算から）	2,683,333	6,727,033	6,920,400	
3 年で計算した償却費	4,481,166	11,234,145	11,557,068	前の表の計算（取得価額 × 0.334 × 月数 ÷ 12）
限度を超えた額（損金にならない）	**1,797,833**	**4,507,112**	**4,636,668**	会計で 3 年にしても、税務では 5 年の限度額までしか損金にならない。超えた分は申告で足し戻し、翌期以降に繰り越して認められる

根拠: 法人税法 第31条第1項（償却費は償却限度額に達するまでの金額）・耐用年数省令 別表第三。2026 年度（第 5 期）に除却したので、帳簿価額の残りはその期にまとめて損金になる